

京都大学における個人情報の保護に関する規程及び
 京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(保有個人情報取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第15条 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託先において保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施に係る体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項その他個人情報の管理に関し必要な事項を確認し、個人情報の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の<u>定期的検査</u>等により確認するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程 (平成27年達示第49号)</p>	<p>(保有個人情報取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第15条</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p> <p>(1)</p> <p>(2) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第3項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(3)～(6) (同 左)</p> <p>2 保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託する<u>業務に係る</u>保有個人情報の秘匿性等その内容、<u>量等</u>に応じて、委託先における<u>管理体制及び実施体制並びに</u>個人情報の管理の状況について、<u>少なくとも年1回以上、原則として</u>実地検査により確認するものとする。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>5 <u>保有個人情報を提供し、又は保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、保護管理者は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じるものとする。</u></p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「個人情報」とは、京都大学における個人情報の保護に関する規程（平成17年達示第1号。以下「個人情報保護規程」という。）第2条第1項に規定する個人情報であって、本学が保有するものをいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 この規程において「特定個人情報等」とは、個人番号及び特定個人情報をいう。</p> <p>5 この規程において「保有特定個人情報」とは、本学の役員又は職員（派遣労働者を含む。以下「職員等」という。）が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、本学の職員等が組織的に利用するものとして、本学が保有しているものをいう。ただし、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第2項に規定する法人文書に記録されているものに限る。</p> <p>6 この規程において「特定個人情報ファイル」とは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイル（個人情報保護規程第2条第5項に定めるものをいう。）をいう。</p> <p>7 この規程において「本人」とは、個人番号によって識別される特定の個人をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(特定個人情報等取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第19条 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託先において特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の特定個人情報等の適切な管理のために必要な措置が講じられていることを確認し、かつ、書面により、委託先における責任者及び業務従事者の管理並びに実施に係る体制、特定個人情報等の管理の状況についての検査に関する事項その他特定個人情報等の管理に関し必要な事項を確認し、特定個人情報等の適切な管理を行う能力を有する者が選定され、及び当該委託に係る契約書に次に掲げる事項が明記されるよう必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2・3 }</p> <p>4 }</p> <p>5 <u>この規程において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第549号）第2条に定める記述等が含まれる個人情報をいう。</u></p> <p>6 } (同 左)</p> <p>7 }</p> <p>8 }</p> <p>(特定個人情報等取扱い業務受託業者に対する措置要求)</p> <p>第19条 } (同 左)</p> <p>(1)・(2) }</p>

改正前	改正後
<p>(3) 再委託の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(4)～(8) (略)</p> <p>2 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託の内容に応じて、委託先における特定個人情報等の管理の状況について、年1回以上<u>定期的検査等</u>により確認するものとする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第5章 特定個人情報ファイル簿 (特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第22条 保護責任者は、当該部局において特定個人情報ファイル(個人情報保護法第11条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により特定個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。以下この条において同じ。)を保有するに至ったときは、直ちに、別記様式1に必要事項を記載し、総括責任者に届け出なければならない。</p> <p>2・3 (略) (特定個人情報ファイル簿の変更等)</p> <p>第23条 保護責任者は、前条第1項の規定により届け出た内容に変更があったとき、特定個人情報ファイルの保有をやめたとき又はその特定個人情報ファイルが個人情報保護法第11条第2項第7号に該当するに至ったときは、直ちに、別記様式2に必要事項を記載し、総括責任者に届け出なければならない。</p> <p>2 (略) (後 略)</p> <p>別記様式1 } (略) 別記様式2 }</p>	<p>(3) 再委託(再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。本号及び第3項において同じ。)の制限又は事前承認等再委託に係る条件に関する事項</p> <p>(4)～(8) (同 左)</p> <p>2 保護責任者は、特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、委託の内容、<u>量等</u>に応じて、委託先における<u>管理体制及び実施体制並びに</u>特定個人情報等の管理の状況について、<u>少なくとも</u>年1回以上、<u>原則として実地検査</u>により確認するものとする。</p> <p>3・4 (同 左)</p> <p>5 <u>特定個人情報等を提供し、又は特定個人情報等の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、保護責任者は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、特定個人情報等の秘匿性等その内容等を考慮し、必要に応じて、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じるものとする。</u></p> <p>第5章 特定個人情報ファイル簿 (特定個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第22条 } (同 左) 2・3 }</p> <p>第23条 } (同 左) 2 }</p> <p>別記様式1 } (別 添) 別記様式2 }</p> <p>附 則 この規程は、平成30年12月18日から施行する。</p>

別記様式 1 (第 2 2 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総括責任者 殿

部局名

保護責任者・氏名

この度、下記の特定期間情報ファイルを保有するに至りましたので、届出いたします。

記

特定期間情報ファイルの名称	
特定期間情報ファイルに記録される個人情報の本人数	人
特定期間情報ファイルを取り扱う事務組織の名称	
特定期間情報ファイルの利用目的	
特定期間情報ファイルの記録項目	
特定期間情報ファイルに記録される個人の範囲	
特定期間情報ファイルに記録される個人情報の収集方法	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
特定期間情報ファイルに記録される個人情報の経常的提供先	
特定期間情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續が定められている場合の当該法令の名称等	
特定期間情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル) 個人情報保護法施行令第 7 条第 3 号規定ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
備考	

別記様式 2 (第 23 条第 1 項関係)

平成 年 月 日

総括責任者 殿

部局名
保護責任者・氏名

下記の特定個人情報ファイルの変更等について、届出いたします。

記

変更等のあった特定個人情報ファイルの名称

□ 1 記載内容の変更

<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの名称	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルを取り扱う事務組織の名称	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの利用目的	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの記録項目	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルに記録される個人の範囲	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルに記録される個人情報の収集方法	
<input type="checkbox"/> 要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	<input type="checkbox"/> 含む <input type="checkbox"/> 含まない
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルに記録される個人情報の経常的提供先	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報の訂正又は利用停止に関して他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手續が定められている場合の当該法令の名称等	
<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 2 条第 6 項第 1 号 (電算処理ファイル) 個人情報保護法施行令第 7 条第 3 号規定ファイルの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 個人情報保護法第 2 条第 6 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)

□ 2 特定個人情報ファイルの保有をやめた

□ 3 個人情報保護法第 11 条第 2 項第 7 号に該当するに至った (記載される本人の数が千人を下回った)

※該当の□にチェックし、「1 記載内容の変更」の場合は変更等の内容も記入すること。